



許可番号第 09640006144 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市東幸町字東明5番地

氏 名 成和環境 株式会社
代表取締役 豊田 能史 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを
証する。

豊橋市長 浅井由崇

許可の年月日 令和元年 6月17日

許可の有効年月日 令和6年 4月 9日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分（蛍光管の破碎、脱水、破碎、破碎・圧縮・梱包、溶融）、埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 蛍光管の破碎

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

イ 脱水

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 破碎・圧縮・梱包

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 溶融

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 埋立処分

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃

許可番号第 09640006144 号

プラスチック類（自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

以上 14品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光管の破碎施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）

1.6t／日 (0.20t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市西七根町字松前谷39番56

イ 設置年月日

平成6年2月25日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）

8.0m³／日 (1.00m³／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 処理能力

許可番号第 09640006144 号

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	42.32t／日 (5.29t／時間)
紙くず	21.12t／日 (2.64t／時間)
木くず	42.24t／日 (5.28t／時間)
繊維くず	22.48t／日 (2.81t／時間)
ゴムくず	52.48t／日 (6.56t／時間)
金属くず（自動車等破碎物を除く。）	56.88t／日 (7.11t／時間)
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	104.96t／日 (13.12t／時間)
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	148.72t／日 (18.59t／時間)

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(4) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	8.32t／日 (1.04t／時間)
紙くず	7.36t／日 (0.92t／時間)
木くず	6.24t／日 (0.78t／時間)
金属くず（自動車等破碎物を除く。）	12.0t／日 (1.50t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(5) 破碎・圧縮・梱包施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産

許可番号第 09640006144 号

業廃棄物を除く。)

16.8t／日 (2.10t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 溶融施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532

イ 設置年月日

平成12年9月16日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産

業廃棄物を除く。)

8.0t／日 (1.00t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 埋立施設（管理型最終処分場）

ア 設置場所

豊橋市西七根町字東浜辺35番1他5筆及び同町字松前谷39番57他10筆

イ 設置年月日

昭和54年8月3日

ウ 埋立地の面積

34,288.00m² (全体面積 42,334.00m²)

エ 埋立容量

421,124.00m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を含む。）、
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを
除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、
鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 許可年月日

該当なし

キ 許可番号

該当なし

許可番号第 09640006144 号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 16 年 4 月 10 日 更新許可

平成 21 年 6 月 15 日 更新許可

平成 26 年 4 月 25 日 更新許可

令和 元年 6 月 17 日 更新許可

令和 3 年 8 月 12 日 書換

5 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

●

